

日本学校教育実践学会 「学校教育実践ジャーナル」 投稿規定

1. 目的

本学会誌（学校教育実践ジャーナル：Journal of School Education Practices）は、学校教育に関わる実践を基盤とした教育研究を行い、その振興と普及及び会員相互の連携を図ることを目的として、原則として毎年1回刊行される。本誌の内容は、学校教育に関わる実践を基盤としたものとする。

2. 投稿資格

本誌に投稿できる者は、本学会員に限る。共著者についても本学会員であることとする。

3. 論文の種別

本誌の論文の種別は、「研究論文」、「実践論文」とし、他の刊行物に未発表、未投稿のオリジナル性のあるもので、和文または英文とする。また、本誌は、あらかじめ課題を設定した「特集号」を刊行することがある。

- (1)「研究論文」は、学校教育に関わる理論的または実証的で新しい内容を含む独創性の高い研究とする。
- (2)「実践論文」は、学校などの教育現場に重きをおいた教育実践を研究内容とし、教育実践の効果などの客観的なデータが明確に示されている研究とする。

4. 規定のページ数

投稿論文の規定ページ数は、図表を含め刷り上がりで以下の通りとする。

研究論文：10 ページ以内、実践論文：8 ページ以内。なお、カラー印刷は投稿者負担とする。

5. 論文掲載の採否

投稿論文の採否は、2名以上のレフリーの判定（採用、条件付き採用、修正再審査、不採用）に基づき、編集委員会で決定する。編集委員会は原稿中の字句について加除、修正を行い、また、内容について、本学会誌の主旨に沿うようにするため著者に訂正を求めることができる。

6. 投稿論文の受付け

投稿論文は、別に定める「論文執筆要領」に基づき作成する。投稿論文は、随時受け付ける。同時期に投稿できる論文の編数は、原則として一人につき、単著、共著各1編までとする。採用が決定以降、次の論文を受け付ける。

7. 著者の校正

著者の校正は初校のみ行うが、編集委員会が必要と認めた場合は2校まで行う。投稿論文が採用された際には、本誌の印刷用に原稿の電子媒体（ワードファイル）を提出する。

8. 別刷り

投稿論文が採用、掲載される場合には、著者に別刷り50部の購入を求める。

9. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、日本学校教育実践学会に属する。

10. 原稿の送付

原稿の送付，その他編集についての問い合わせは，編集委員長（おくづけ参照）宛に行うこと。

11. その他

この規定の施行に関しては編集委員会で定め，この規定の改定は，編集委員会で審議し，日本学校教育実践学会の総会の承認を得るものとする。

附則

この規定は，平成 29 年 9 月 27 日から施行する。

平成 30 年 10 月 18 日，一部改正。

平成 31 年 3 月 18 日，一部改正。